

北部大阪都市計画地区計画の決定（摂津市決定）

都市計画千里丘駅西地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称	千里丘駅西地区	
位 置	摂津市千里丘一丁目	
面 積	約 1.5ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	本地区は、JR東海道本線で新大阪駅から約 10 分、大阪駅から約 14 分という都心に近い立地であり、また府道大阪高槻京都線及び府道正雀停車場線に囲まれている交通の要衝となっており、再開発事業により駅前広場及び区画道路の整備による交通結節機能の強化を図り、合わせて計画的な土地の高度利用により、都市機能の充実と都市の安全性の確保等を図ることを目的とする。
	土地利用の方針	「つなぐ わ、広げる わ、育む わ ～ 人をつなぎ賑わいを広げまちを育てる ～」をまちづくりコンセプトとして、災害に強い良好な住環境を形成するとともに、併せて都市機能の充実により賑わいを創出させ、「ひととまちをつなぐ交通・交流拠点」・「周辺に広がる賑わいの創出拠点」・「快適なまちを持続的に育むまち育て拠点」といった駅前にふさわしい拠点形成を図る。 地区を2つに区分し、以下のような機能配置を図る。 再開発1街区) 駅前広場から府道大阪高槻京都線を結ぶ賑わいの軸を創出するとともに、地域の生活支援及び利便性向上を図るため、複合的な土地利用とし、駅に直結した商業業務施設、駐車施設及び住宅施設を配置する。 再開発2街区) 駅前広場から府道大阪高槻京都線を結ぶ賑わいの軸を創出するとともに、地域の生活支援を図るため、商業業務施設を配置する。
	地区施設の整備の方針	歩行者の安全かつ快適な動線の確保、並びに利便性の向上のために、区画道路1号線及び区画道路2号線を整備する。
	建築物等の整備の方針	建築物等の整備については、用途や形態、意匠等の制限を行うことにより、良好な住環境及び駅前にふさわしい拠点形成を図る。

2. 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区施設の配置及び規模		道路	区画道路1号線 幅員 8.7m、延長 約 80m 区画道路2号線 幅員 4.8m、延長 約 40m
		地区の区分	地区の名称	再開発1街区	再開発2街区
			地区の面積	約 0.6ha	約 0.1ha
		建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する用途に供するもの</p> <p>(2) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂</p> <p>(3) 集会場（葬儀を行うものに限る）</p> <p>(4) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場、その他これらに類するもの</p> <p>(5) カラオケボックス、その他これらに類するもの</p> <p>(6) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(7) 畜舎</p> <p>(8) 工場（自動車修理工場を含む） ただし、自家販売のためのパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類する食品製造業を営むものは除く。</p> <p>(9) 自動車教習所</p> <p>(10) ガソリンスタンドを含む危険物の貯蔵、処理施設 ただし、敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵庫は除く。</p>	

		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>(1) 建築物の屋根、外壁その他戸外から望見される部分の形態、色彩及び意匠は、周辺との調和に配慮したものとする。</p> <p>(2) 屋外広告物は、位置、形状、面積、材料、色彩、意匠などについて、周囲の景観と調和したものとする。</p>
--	--	----------------------	--

地区計画の区域及び地区施設の位置は計画図表示のとおり